



# 埼玉県報

第 2 4 3 3 号  
平成24年10月16日  
火 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例のあらまし\(広聴広報課\)](#)
- [埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例\(広聴広報課\)](#)
- [埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例のあらまし\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例\(高齢介護課\)](#)
- [医療法施行条例のあらまし\(医療整備課\)](#)
- [医療法施行条例\(医療整備課\)](#)
- [埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例のあらまし\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例\(生活衛生課\)](#)
- [埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例のあらまし\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし\(畜産安全課\)](#)
- [埼玉県手数料条例の一部を改正する条例\(畜産安全課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例のあらまし\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例\(政策調査課\)](#)

### 規則

- [埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則\(広聴広報課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則\(政策調査課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [乳製品製造機器に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [入間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県建築基準法施行細則第6条の5第1項第1号に規定する知事が定める基準\(建築安全課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほかに関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [県道朝霞蕨線\(朝霞市膝折町一丁目\)の供用開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県議会議長告示公告式\(政策調査課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（広聴広報課）

### 一 趣旨

埼玉県平和資料館の設置の目的を効果的に達成するため、その管理の一部を指定管理者に行わせることができることとし、併せてその利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするための改正

### 二 内容

#### (一) 指定管理者制度の導入

指定管理者に平和資料館の管理の業務を行わせることができることとするため、指定管理者の指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を規定する。

#### (二) 利用料金制度の導入

平和資料館の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとするため、利用料金の額の上限等を規定する。

### 三 施行期日

平成二十五年四月一日

ただし、二(一)のうち、指定管理者の指定の手續に係る規定は公布の日

## 条 例

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十六号

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例

埼玉県平和資料館条例（平成五年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「この条」の下に「及び第八条第一項第一号」を加える。

第十条を第十七条とする。

第九条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「入館料」を「知事の承認を得て、利用料金」に改め、同条を第十六条とする。

第八条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「別表に定めるところにより、入館料を」を「前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の次に次の七条を加える。

（指定管理者による管理）

第八条 知事は、資料館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第十四条第一項において「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、資料館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条第一号に掲げる業務（資料の保存に関する業務に限る。）

二 資料館の施設（設備及び物品を含む。第十一条第一項第二号及び第十三条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第九条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとする

ものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等な資料館の利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うことができること。

三 資料館の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うこと。

二 資料館の施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

二 指定管理業務の実施に関し必要な事項

三 指定管理業務の事業報告に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、資料館の管理の適正を期するため必要な事項  
(指定の取消し等)

第十二条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第九条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

3 第十条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十三条 指定管理者は、資料館の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行うときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十四条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に資料館への入館に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

別表中「(第八条関係)」を「(第十四条関係)」に、「入館料」を「利用料金の上限額」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県平和資料館条例(以下この項において「新条例」という。)第八条第一項に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第八条第一項、第九条及び第十条第一項の規定の例により行うことができる。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例（埼玉県条例第四十七号）（高齢介護課）

### 一 趣旨・内容

埼玉県奥武蔵あじさい館を廃止するため、条例を廃止するものである。

### 二 施行期日

平成二十五年四月一日

## 条 例

埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十七号

埼玉県奥武蔵あじさい館条例を廃止する条例

埼玉県奥武蔵あじさい館条例（平成七年埼玉県条例第六十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

医療法施行条例(埼玉県条例第四十八号)(医療整備課)

### 一 趣旨

医療法の一部改正に伴い、病院等の従業者及び施設の基準等について定められた  
めの条例の制定

### 二 内容

- (一) 病院等の病床数を算定するに当たつての補正の基準
- (二) 病院等の従業者の配置に関する基準
- (三) 病院等の施設の基準

### 三 施行期日

公布の日



## 条 例

医療法施行条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十八号

#### 医療法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第二条 法第七条の二第四項に規定する必要な補正は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)(第三十条の三十三及び第四十八条の規定の例により行うものとする。

(既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数)

第三条 法第七条の二第五項の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数は、省令第二条の二及び第四十八条の規定の例により算定するものとする。

(専属の薬剤師の配置)

第四条 法第十八条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、省令第六条の六に規定する病院又は診療所とする。

(病院の従業者の基準)

第五条 法第二十一条第一項の条例で定める従業者は、次の各号(療養病床を有しない病院にあつては、第一号から第五号まで。以下この条において同じ。)(に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 薬剤師 省令第十九条第二項第一号(省令第四十三条の二において読み替えて適用する場合を含む。)(の規定の例により算定した員数

二 看護師及び准看護師 省令第十九条第二項第二号(省令第四十三条の二及び医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」という。)(附則第二十条において読み替えて適用する場合を含む。)(、第五十二条第五項及び第五十三条(同条第一号に係る部分に限る。)(の規定の例により算定した員数

三 看護補助者 省令第十九条第二項第三号、第五十二条第六項及び第五十三条（同条第二号に係る部分に限る。）の規定の例により算定した員数

四 栄養士 省令第十九条第二項第四号に規定する員数

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な員数

六 理学療法士及び作業療法士 病院の実状に応じた適当な員数

（病院の施設の基準）

第六条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次の各号（療養病床を有しない病院及び改正省令附則第二十一条に規定する病院にあつては、第一号。以下この条において同じ。）に掲げる施設とし、当該各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂 内法（のり）による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（療養病床を有する診療所の従業者の基準）

第七条 法第二十一条第二項の条例で定める従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、同項第一号の条例で定める員数は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 看護師及び准看護師 省令第二十一条の二第二項第一号、第五十四条（同条第一号に係る部分に限る。）及び第五十五条並びに改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）の規定の例により算定した員数

二 看護補助者 省令第二十一条の二第二項第二号、第五十四条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第五十五条並びに改正省令附則第二十三条（同条第二号に係る部分に限る。）の規定の例により算定した員数

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な員数

（療養病床を有する診療所の施設の基準）

第八条 療養病床を有する診療所（改正省令附則第二十四条に規定する診療所を除く。）が有しなればならない法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設は、第六条第二号から第四号までに掲げる施設とし、当該各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（埼玉県条例第四十九号）（生活衛生課）

### 一 趣旨

水道法の一部改正に伴い、埼玉県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格について定めるための条例の制定

### 二 内容

埼玉県が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格

（例）大学の土木工学科等において衛生工学又は水道工学を修めて卒業した後、一年以上の実務経験を有する者

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第四十九号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、水道法(昭和三十一年法律第百七十七号。以下「法」という。)第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の規定に基づき、専用水道に係る水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第二条 法第三十四条第一項において準用する法第十九条第三項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号及び第五号において同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において前号に規定する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、同法による大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を専攻した後、又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修了した後、第一号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては六箇月以上、第二号に規定する学科目を修めて卒業した者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を

有するもの

六 外国の学校において第一号から第四号までに規定する課程に相当する課程を修了した後、当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

九 第一号、第三号又は第四号に規定する学校において工学（土木工学を除く。）、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、第三号に規定する学校を卒業した者にあつては三年以上、第四号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十 第一号、第三号又は第四号に規定する学校において前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目を修めて卒業した後、第一号に規定する学校を卒業した者にあつては二年六箇月以上、第三号に規定する学校を卒業した者にあつては三年六箇月以上、第四号に規定する学校を卒業した者にあつては四年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十一 外国の学校において前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

十二 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条第三号の登録講習の課程を修了した者

2 一日最大給水量が千立方メートルを超える専用水道については、前項第一号中「一年以上」とあるのは「二年以上」と、同項第二号中「一年六箇月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第三号中「二年六箇月以上」とあるのは「五年以上」と、同項第四号中「三年六箇月以上」とあるのは「七年以上」と、同項第五号中「六箇月以上」とあるのは「一年以上」と、「あつては一年以上」とあるのは「あつては二年以上」と、同項第七号中「六箇月以上」とあるのは「一年以上」と、同項第八号中「五年以上」とあるのは「十年以上」と、同項第九号中「一年以上」とあるのは「四年以上」と、「三年以上」とあるのは「六年以上」と、「四年以上」とあるのは「八年以上」と、同項第十号中「二年六箇月以上」とあるのは「五

年以上」と、「三年六箇月以上」とあるのは「七年以上」と、「四年六箇月以上」とあるのは「九年以上」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（産業労働政策課）

### 一 趣旨

中小企業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、県が時代の変化に的確に対応した中小企業の振興施策を推進し、もって中小企業の健全な成長発展を図るための改正

### 二 内容

#### (一) 前文

中小企業を取り巻く経営環境等の変化、中小企業の取組及び県が行う支援に関する記述を追加する。

#### (二) 基本方針

県が総合的な中小企業の振興施策を推進する際に協力を得る主体として、商工団体を追加する。

#### (三) 中小企業の振興施策の大綱

ア 新たに次の事項に関する施策を追加する。

(ア) 中小企業の海外における事業の展開等の促進

(イ) 中小企業の経営環境等の変化への対応

(ウ) 商工団体の活動の促進

イ 既存の施策に、中小企業の専門性を高める視点のほか、従事者の確保や経営者等の育成に関する視点を追加する。

#### (四) 県の責務

県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たって、公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めることなどを追加する。

(五) 中小企業の振興策の実施主体に対する支援

県が支援を行う対象に、商工団体を追加する。

#### (六) 議会への報告

知事が行う中小企業の振興施策の実施状況について、議会に報告する旨を新たに規定する。

### 三 施行期日

公布の日



## 条 例

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十号

埼玉県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

埼玉県中小企業振興基本条例（平成十四年埼玉県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

前文中「景気が低迷する状況の中、中小企業は極めて厳しい経営環境にあり、経営の安定と活力の回復を図るために効果的な」を「少子高齢化により国内市場が縮小するとともに、経済のグローバル化が進展し、外国為替相場や原油価格の変動、海外における金融市場や金融機関に対する信用の低下が県内の中小企業に直接影響を及ぼすなど、中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。さらに、大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化は、中小企業の事業環境に大きな影響を与えることとなった。

このような急激な環境の変化に対処していくためには、中小企業は、自ら経営基盤の強化を図っていくことはもとより、環境の変化に対応した新たなビジネスモデルを創出するなど経営の向上に自主的かつ積極的に取り組んでいくことが求められている。

そして、中小企業が、経営の安定及び向上を図るとともに、将来にわたって健全な成長発展を図ることができるよう、産学官の連携を促進し、受注の機会の増大も含めた総合的な」に、「躍動する」を「躍動し、成長し続ける」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 この条例において「商工団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者に関する団体をいう。

第三条中「市町村」の下に「、商工団体」を加える。

第四条第二号中「中小企業の」の下に「専門性を高め、」を加え、「関する」を「寄与する」に改め、同条第七号中「後継者及び人材確保」を「経営者及び後継者の育成」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「人材育成」を「人材の育成及び確保」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「対する」を「関する」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 中小企業の海外における事業の展開等の促進に関する施策

四 中小企業の経営環境等の変化への対応に関する施策

第四条に次の一号を加える。

十 商工団体の活動の促進に関する施策

第五条第一号中「予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること」を「次に掲げる措置を講ずること」に改め、同号に次のように加える。

イ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努めること。

ロ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努めること。

第七条の見出し中「市町村」の下に「等」を加え、同条中「市町村」の下に「及び商工団体」を加える。

第九条の次に次の一条を加える。

（議会への報告）

第十条 知事は、中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十一号）（畜産安全課）

### 一 趣旨

養ほう振興法の一部改正に伴い規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 養ほう振興法の一部改正に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成二十五年一月一日

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十一号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表農林部の項第二十七号中、「一ほう群」を「一蜂群」に改め、同項第三十二号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（建築安全課）

### 一 趣旨

避難上の安全に支障がないと認められる建築物について、遵守すべき基準を緩和するための改正

### 二 内容

- (一) 特別支援学校の教室設置基準における適用除外対象及び規定方法の見直し
- (二) 避難安全検証法により避難安全性能が確かめられた場合の適用除外規定を創設

### 三 施行期日

公布の日から施行

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十二号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八節 興行場等（第四十三条の二 第五十六条）」を  
「第八節 興行  
第九節 避難

場等（第四十三条の二 第五十六条）  
上の安全の検証（第五十六条の二）  
に、「第五十六条の二」を「第五十六条の  
二の二」に改める。

第二条第一項及び第三条第一項中「第五十六条の二第一項各号」を「第五十六条の二の二第一項各号」に改める。

第十三条ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物及び室の構造及び設備の設置状況により、安全上及び避難上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

第五十六条中「規定は」の下に「、次節の規定によるもののほか」を加える。

第五十六条の二を第五十六条の二とする。

第五章に次の一節を加える。

#### 第九節 避難上の安全の検証

第五十六条の二 学校の用途に供する建築物及び興行場等（これらの建築物の主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。次項において同じ。）の階のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、学校の用途に供する建築物にあつては第十五条の規定、興行場等にあつては第四十八条の二、第五十条、第五十条の二第一項から第三項まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、適用しない。

2 学校の用途に供する建築物及び興行場等で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたものは国土交通大臣の認定を受けたものについては、学校の用途に供する建築物にあ

つては第十三条及び第十五条の規定、興行場等にあつては第四十八条から第五十条まで、第五十条の二第一項から第三項まで及び第五十三条から第五十五条までの規定は、適用しない。

第五十六条の七第一項の表第五十六条の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物の項中「第五十六条の二第一項第二号及び第三号」を「第五十六条の二第二項第二号及び第三号」に改め、同表第五十六条の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物の項中「第五十六条の二第一項第四号」を「第五十六条の二の二第二項第四号」に改める。

第五十六条の八第一項の表第五十六条の二第一項第二号及び第三号に掲げる区域内の建築物の項中「第五十六条の二第一項第二号及び第三号」を「第五十六条の二第二項第二号及び第三号」に改め、同表第五十六条の二第一項第四号に掲げる区域内の建築物の項中「第五十六条の二第一項第四号」を「第五十六条の二の二第二項第四号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十三号）（政策調査課）

### 一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

議員の常任委員会への所属義務を規定

### 三 施行期日

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。



## 条 例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十二号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及び所管事項」を「、所管事項等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれの常任委員となるものとする。

#### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## 規則

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第六十六号

埼玉県平和資料館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県平和資料館管理規則（平成五年埼玉県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条」を「第十七条」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「館長」を「知事」に改め、同条第二項中「様式第三号」を「様式第一号」に、「館長」を「知事」に改め、同条第三項中「様式第四号」を「様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第五条第一項中「館長」を「知事」に改め、同条第二項中「様式第五号」を「様式第三号」に、「館長」を「知事」に改め、同条第三項中「様式第六号」を「様式第四号」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「館長」を「知事」に改め、同条を第七条とする。

第三条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第四条 条例第九条第一項の規定による申請は、知事が指定する期限までに様式第五号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 二 知事が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 知事が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 条例第八条第二項の指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（利用料金の承認の申請）

第五条 指定管理者は、条例第十四条第二項の規定により利用料金について知事の

承認を受けようとするときは、様式第六号の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の減免承認の申請)

第六条 指定管理者は、条例第十六条の規定により利用料金の減額又は免除について知事の承認を受けようとするときは、様式第七号の利用料金減額(免除)承認申請書を知事に提出しなければならない。

様式第一号及び様式第二号を削る。

様式第三号中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」とし、「(あて先) 埼玉県平和資料館

長」を「(宛先) 埼玉県知事」にし、「第4条第2項」を「第2条第2項」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第四号中「(第4条関係)」を「(第2条関係)」とし、「埼玉県平和資料館長」を「埼玉県知事」にし、「第4条第1項」を「第2条第1項」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第五号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」とし、「(あて先) 埼玉県平和資料館

長」を「(宛先) 埼玉県知事」にし、「第5条第2項」を「第3条第2項」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第六号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」とし、「埼玉県平和資料館長」を「埼玉県知事」にし、「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同様式を様式第四号とし、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

埼玉県平和資料館指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

埼玉県平和資料館利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県平和資料館指定管理者 印

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

区 分	利 用 料 金		備 考
	個 人	団 体	
一 般	円	一人につき 円	
大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者	円	一人につき 円	

埼玉県平和資料館利用料金減額（免除）承認申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県平和資料館指定管理者 印

利用料金の額を次のとおり減額（免除）することについて、承認を受けたいので申請  
します。

減額（免除）の承認を受けようとする理由	減額（免除）の承認を受けようとする額	備 考

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十七号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第一項中「第七条ただし書」の下に「、第十三条ただし書」を加える。

第十条の二第二項中「第十三条ただし書、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 規 則

埼玉県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県議会議長 小島 信 昭

埼玉県議会議規則第一号

埼玉県議会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会議規則（昭和五十八年埼玉県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 発言（第四十三条 第五十二条）」を 「第八章 発言（第四

十三条 第五十二条）」を 第八章の二 公聴会

に改める。

及び参考人（第五十二条の二 第五十二条の八）」

第四十八条及び第五十一条第一項中「第二百二十一条」を「第二百二十一条第一項本文」に改める。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第五十二条の二 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を告示しなければならない。

い。（意見を述べようとする者の申出）

第五十二条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び事件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定及び通知）

第五十二条の四 議長は、前条の規定により申し出た者その他の者の中から、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知しなければならない。

2 議長は、前条の規定により申し出た者の中に、当該事件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第五十二条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない

ない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員及び公述人の質疑)

第五十二条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第五十二条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が許可したときは、この限りでない。

(参考人)

第五十二条の八 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前三条の規定を準用する。

第五十四条中「第百十五条の二」を「第百十五条の三」に改める。

別表初顔合わせ会の項中「第百二十一条」を「第百二十一条第一項本文」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 Nature Service
- 三 代表者の氏名  
赤堀 哲也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県坂戸市大字厚川百二十六番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、個人及び法人に対し、自然をテーマにした体験及びサービスの提供の機会を増やし、自然の癒しの力を利用して人間本来の集中力及びクリエイティブイティの向上並びにメンタルヘルス障害の改善に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かうんと5

三 代表者の氏名

佐藤 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市高坂千五十六番地一 地域共生プラザ「いんくる堂」内

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす障害のある人たちのアートを中心とする文化活動を支援しながら、それらの成果を商品化し障害のある人たちがその利益を収入とすることを可能とする事業を行う。また、スポーツ等の各種の余暇活動の支援や、生活支援全般や権利擁護を通して障害のある人たちの地域生活の安定継続に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人談話室おかもと

三 代表者の氏名

岡本 勝代

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡小川町大字腰越五百二十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、近隣地区の高齢者を対象に、特に介護を必要としないが、単身高齢者・高齢者世帯、又昼間高齢者だけの世帯の方が、孤立することがないように、一日を共に過ごし楽しむ事を目的とします。特に管理栄養士による献立で、食生活から健康管理に配慮し、参加者と共に昼食作りを行います。食後は自分にあつた趣味で、指導者と共に創作を楽しみ、一日心豊かに穏やかな充実した時を過ごすことで、身体機能の低下、及び生活意欲の低下を予防し生活の質の向上を図ります。又その作品をギャラリー喫茶遊&絵本館での作品展、並びに絵本館にて子ども達に絵本の読み聞かせや紙芝居を行い、子どもの健全育成を図ることを目的とします。

# 告示

埼玉県告示第千四百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

乳製品製造機器 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成25年3月25日(月)

### (4) 納入場所

埼玉県立熊谷農業高等学校

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年11月27日（火）午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年11月26日（月）  
午後5時  
なお、書留郵便によること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年11月7日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否



## 要

### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年10月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

### (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### (11) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

## 5 Summary

### (1) Name and quantity of the products to be purchased:

Machinery for manufacturing ice cream

### (2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,  
Basement Floor

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Tuesday, November 27, 2012 10:00 a.m.

### (3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,

Bidding Enforcement Division,

General Affairs Department

Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Deadline: Monday, November 26, 2012 5:00 p.m.

# 告 示

埼玉県告示第千四百十五号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千四百十六号

吉見町から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百十七号

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）第六条の五第一項第一号に規定する安全上及び防火上支障がないもの等として知事が定める基準（埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第十三条ただし書に係る部分に限る。）は、次に掲げるとおりとする。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 病院に併設される特別支援学校であつて、当該部分が病院の用に供するものとして建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十五条及び第三十五条の二に規定する基準に適合するものであること。
- 二 建築防災計画を作成し、当該計画につき建築基準法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けた者から、自ら避難することが困難な児童及び生徒に対して安全上及び避難上支障がないものとして評定を受けていること。

# 告 示

埼玉県告示第千四百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成24年6月29日

別表

購入等件名	数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
男性警察官用制服 ワイシャツ	6,741着	赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号	6,247円
男性警察官用冬服 上衣	1,272着	赤城工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号	19,703円

# 告示

埼玉県川越県税事務所長告示第五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年十月十六日

埼玉県川越県税事務所長 高橋 貞治

氏名又は名称	有限会社石田油店
代表者の氏名	代表取締役 石田 政一
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県朝霞市幸町三丁目十一番二号
指定取消年月日	平成二十四年九月三十日



# 告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

<p>朝霞 蕨線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>朝霞市膝折町一丁目一〇六七番一地先 から 同市膝折町一丁目一〇六八番三地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に限 る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年十月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年三月二 日埼玉県朝霞県土整 備事務所長告示第七 号で告示した道路予 定区域の全部供用開 始である。延長三 九・一メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月九日

指令川建セ第二三 一 五二号

二 検査済証番号

平成二十四年十月十日

川建セ第二四 五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字上ノ前二 一二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字石井二五九五番地二

有限会社兼岡工務店 代表取締役 兼岡 勉

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十月九日

指令川建セ第二三 一一二二一号

二 検査済証番号

平成二十四年十月十一日

川建セ第二四 五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字古性一五 九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二 番地一八 リバームーン 202

瀬下 亮 瀬下 彩子

# 告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成二十四年十月十六日

埼玉県議会議長 小島 信昭

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「指名する」を「選任する」に、同条第三項中「指名し」を「選任し」に改める。

第三条の見出しを「（委員の任期）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第二十四条第二項中「第百九条の二第四項」を「第百九条第三項」に改める。

附 則

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

# 告 示

埼玉県議会議長告示第一号

埼玉県議会議長告示公告式を次のように定める。

平成二十四年十月十六日

埼玉県議会議長 小 島 信 昭

埼玉県議会議長告示公告式

埼玉県議会議長の告示は、埼玉県報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により埼玉県報に登載して告示することができないときは、県庁内の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれに代えることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県選管告示第五十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年十月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十四年十月十九日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（東第四区）について

イ その他